

2. SDGs 目標別ポイント解説



目標 10: 人や国の不平等をなくそう

(1) ごく一部の富裕層が全世界の富の大半を占有しているという現状

SDGs の 10 番目の目標である「人や国の不平等をなくそう」での一つとして、すべての国の人口のうち、最も貧しい 40% の人々の所得の伸びを、その国の平均よりも速くすることを掲げています。

富と所得の格差は、多くの国でかつてないほど拡大しており、2017 年には世界人口の最も豊かな 1% の人が持つ資産が世界全体の資産の約 33% に相当し、最も貧しい 25% の人が持つ資産の割合は 10% にすぎない、という状況になっていました。実数にすると、全世界の人口約 78 億人のうち、たった 2 千人の金持ちが、46 億人の貧しい人たちよりも多くの資産を持っていることとなります。

先進国と開発途上国、開発途上国と後発開発途上国といった国と国の間だけでなく、同じ国や地域の中でも、年齢や性別、障がいの有無や人種、民族、宗教などを理由に、経済成長の妨げや所得格差といった不平等が発生しています。

これらの違いがもたらす不平等を減らすことは重要な目標のひとつであり、貧困や飢え、争いごとをなくすことにも繋がります。

出典：国際連合 持続可能な開発に関するグローバル・レポート 2019

(2) 10 のターゲット

この目標 10 については、下記の通り 10 個のターゲットで構成されています。所得の不平等の軽減を実現し、同時に、性、年齢、障害、人種、階級、民族、宗教、機会にもとづく不平等や各国内及び国家間の不平等の撤廃を求めています。また、安全かつ秩序だった、正規の移民を確保することも目指しています。

10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40% の人々の所得の伸び率を、国内平均を上回る数値で着実に達成し維持する。
10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず参画できる力を与え、その参画を推進する。

10.3	差別的な法律や政策、慣行を撤廃し、関連する適切な立法や政策、行動を推進することによって、機会均等を確実にし、結果の不平等を減らす。
10.4	財政、賃金、社会保障政策といった政策を重点的に導入し、さらなる平等を着実に達成する。
10.5	世界の金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	より効果的で信頼でき、説明責任のある正当な制度を実現するため、地球規模の経済および金融に関する国際機関での意思決定における開発途上国の参加や発言力を強める。
10.7	計画的でよく管理された移住政策の実施などにより、秩序のとれた、安全かつ正規の、責任ある移住や人の移動を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対して「特別かつ異なる待遇（S & D）」の原則を適用する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、ニーズが最も大きい国々、特に後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、政府開発援助（ODA）や海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移民による送金のコストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を完全になくす。

出典：「SDGsとターゲット新訳～17目標と169ターゲット Ver.1.2 SDGsとターゲット新訳」制作委員会

（3）国家間、そして個人間の不平等をなくすための取り組み

国家間の不平等に伴う格差に対して、様々な対策が行われています。例えば「ODAや海外直接投資などを通じて、開発途上国への資金流入を促す」、「計画に基づきよく管理された移民政策を通じて、秩序のとれた移住や流動性を確保する」といった政策が行われています。

一方、個人の経済格差として開発途上国の多くでは、生産した作物を不公平な価格で安く買われたうえに不平等な労働を強いられ、貧困から抜け出すことができない人が数多くいます。このような問題を是正するための対策として、生産者と消費者の間で適正な価格で取引が行われるよう「フェアトレード」という仕組みが世界的に行われるようになってきました。これにより、開発途上国の立場が弱い人々も労働に見合った賃金を得ることができ、自立や生活環境の改善を行えるようになります。

<執筆者> 株式会社吉岡経営センター

コンサルティング部 課長 昔農 裕記

<プロフィール> 福祉施設への「人事制度構築」「事業計画策定支援」「職員研修」などに取り組み、30法人以上の支援実績あり。